

熊野町新型インフルエンザ等対策行動計画

(改定)

令和8年4月

熊野町



はじめに

令和2（2020）年1月に国内で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、町民の生命及び健康が脅かされ、町民生活及び社会経済活動は大きく影響を受けることとなりました。

この未曾有の感染症危機において、次々と変化する事象に対し、町民はもとより、行政、医療関係者、事業者等、社会全体で取組が進められましたが、サージキャパシティの低さ、行政や医療機関のデジタル・トランスフォーメーション（DX）の遅れ、感染症リスク低減のパートナーである町民とのリスクコミュニケーションの不足等、事前準備が不十分であり、様々な課題が浮き彫りになりました。

今般の熊野町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）の改定は、新型コロナへの対応（以下「新型コロナ対応」という。）で明らかとなった課題等を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すものです。

どのようなパンデミックにも対応できるよう、平時において、ユニバーサルかつ基盤的な対策を推進し、底上げを行うことにより、感染症有事対応の選択肢を増やしておくことが重要です。

感染症危機に当たっては、全ての町民が様々な立場や場面で、当事者として向き合うこととなるため、町行動計画は、平時有事一貫して読んでもらい、同じ認識で対応できるよう、新型コロナ対応の振り返りを含め、本町の対応策を整理しています。

本町行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していきます。

目次

第1部 町行動計画について	- 1 -
第1章 新型インフルエンザ等対策措置法の意義等	- 1 -
第1節 町行動計画改定の趣旨	- 1 -
第2節 感染症危機を取り巻く状況	- 2 -
第3節 町行動計画の位置づけと対象となる感染症	- 3 -
第4節 町行動計画改定の概要	- 5 -
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	- 6 -
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	- 6 -
第1節 基本的な戦略	- 6 -
第2節 基本的な考え方	- 7 -
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	- 10 -
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	- 13 -
第5節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担	- 17 -
第6節 施策体系	- 21 -
第7節 町行動計画の実効性を確保するための取組等	- 26 -
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	- 28 -
第1章 実施体制	- 28 -
第1節 準備期	- 28 -
第2節 初動期	- 30 -
第3節 対応期	- 34 -
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	- 36 -
第1節 準備期	- 36 -
第2節 初動期	- 40 -
第3節 対応期	- 42 -
第3章 まん延防止	- 46 -
第1節 準備期	- 46 -
第2節 初動期	- 47 -
第3節 対応期	- 48 -
第4章 ワクチン	- 50 -
第1節 準備期	- 50 -
第2節 初動期	- 55 -
第3節 対応期	- 59 -

第5章 保健	- 63 -
第1節 準備期	- 63 -
第2節 初動期	- 65 -
第3節 対応期	- 66 -
第6章 物資	- 67 -
第1節 準備期～初動期	- 67 -
第2節 対応期	- 68 -
第7章 町民生活及び地域経済の安定の確保	- 69 -
第1節 準備期	- 69 -
第2節 初動期	- 71 -
第3節 対応期	- 73 -
用語集	- 76 -

第 1 部 町行動計画について

第 1 章 新型インフルエンザ等対策措置法の意義等

第 1 節 町行動計画改定の趣旨

第 1 部 町行動計画について

第 1 章 新型インフルエンザ等対策措置法の意義等

第 1 節 町行動計画改定の趣旨

町行動計画は、感染症危機に際して迅速に対処するため、予め有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るものとして、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24（2012）年法律第 31 号。以下「特措法」という。）に基づき、平成 26（2014）年に策定しました。

感染症危機に際しては、国が策定する基本的対処方針及び県が策定する県対処方針に従い対応していくとともに、対策本部の廃止後も、次の有事でより万全に対応できるよう、町行動計画を見直す必要があります。

今般、令和 6（2024）年に改定された新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び令和 7 年度に改定された広島県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）を基本として、令和元（2019）年に発生した新型コロナウイルス対応で明らかとなった課題等を踏まえ、感染症危機に際して迅速に対処することができるよう、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るため、町行動計画を全面改定します。

なお、今後、国は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、定期的な検討を行い、適時適切に政府行動計画の変更を行うとしていることから、町においても、国の動向や県での取組状況等を踏まえ、必要に応じ、町行動計画の改定を検討します。

第1部 町行動計画について

第1章 新型インフルエンザ等対策措置法の意義等

第2節 感染症危機を取り巻く状況

第2節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大しています。

さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっています。

これまでも、重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには、令和2（2020）年以降、新型コロナが世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっています。

引き続き、世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要があります。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能です。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要です。

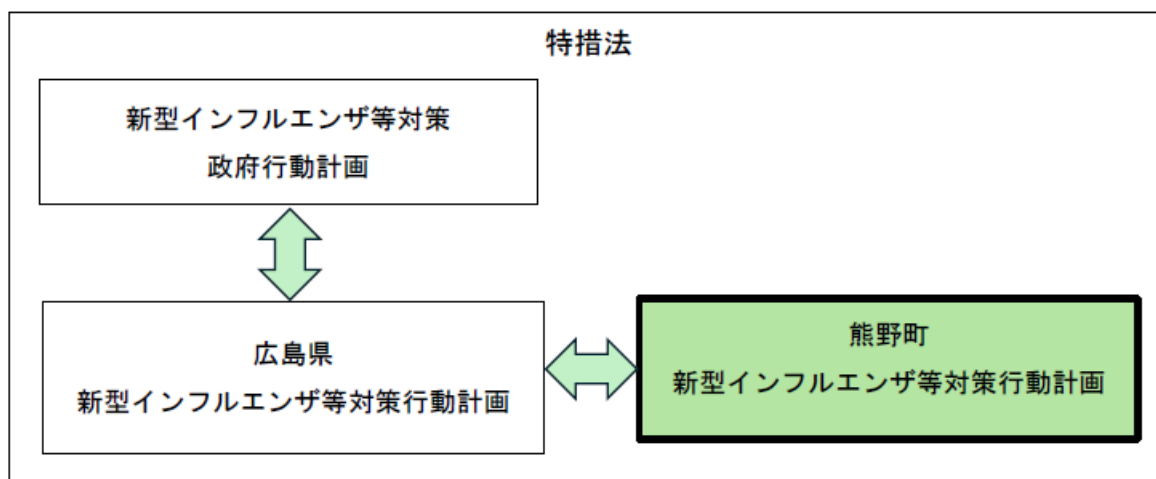
また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定されます。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に着眼するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められます。ワンヘルス・アプローチの推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点です。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもあります。

こうしたAMR対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要です。

第3節 町行動計画の位置付けと対象となる感染症

町行動計画は、特措法に基づき策定するものであり、政府行動計画、県行動計画との整合・調和を図りつつ、感染症危機において適切な対応を行うための様々な対策の選択肢を示すものです。



図表1 熊野町新型インフルエンザ等対策行動計画の位置付け

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しています。

ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念されます。

さらに、未知の新感染症についても、その感染性の強さから社会的影響が大きいものが発生する可能性があります。

これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があります。

特措法は、病原性が高い新型インフルエンザ感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものです。

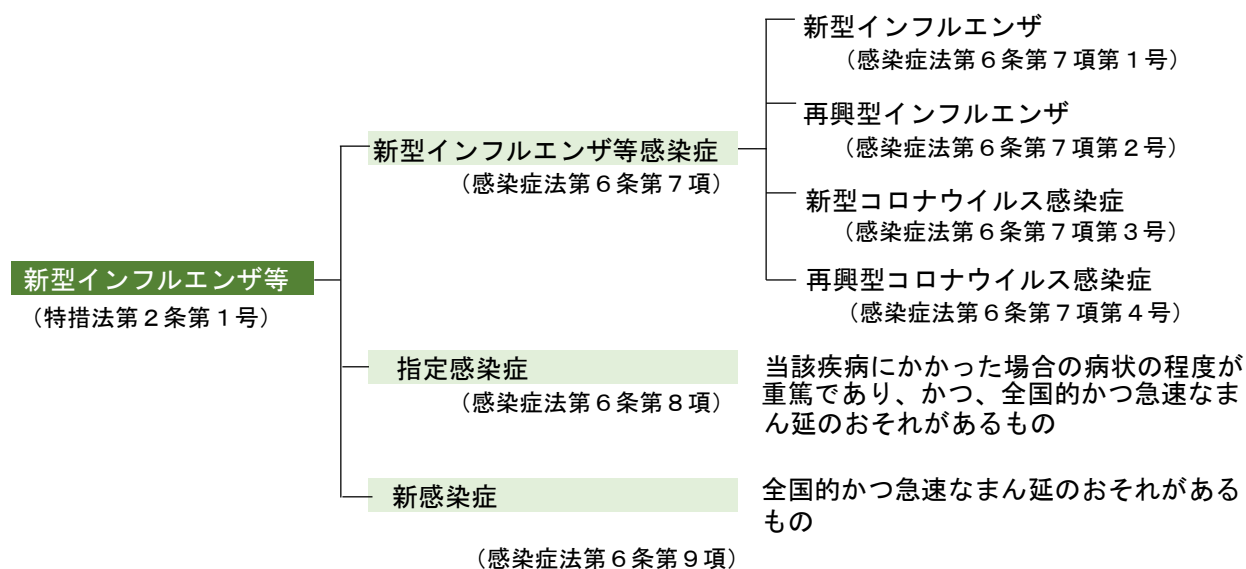
特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得してい

第 1 部 町行動計画について

第 1 章 新型インフルエンザ等対策措置法の意義等

第 3 節 町行動計画の位置付けと対象となる感染症

ないこと等から、全国的大きく急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、図表 2 に示す感染症です。



図表 2 町行動計画の対象となる感染症

第4節 町行動計画改定の概要

町行動計画の見直しに当たっては、新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえて改定された政府行動計画（令和6年（2024年）7月2日）及び県行動計画（平成25年（2013年）3月）と整合を図ります。

主な改正内容は以下のとおりです。

（1）想定される感染症

新型インフルエンザや新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭に置きます。

（2）時期区分の変更

全体を3期「準備期」、「初動期」、「対応期」に分け、特に準備期の取組の充実を図ります。

（3）対策項目の充実

対策項目をこれまでの5項目から7項目に拡充し、新型コロナ対応で課題となった項目を独立させ、記載の充実を図ります。

（4）横断的視点の設定

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、人材育成、国、県、他市町及び関係機関との連携、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進を、複数の対策項目に共通する横断的な視点として設定しました。

（5）柔軟かつ機動的な対策の切替え

状況の変化に応じた国や県の方針に基づき、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本としています。

（6）実効性の確保

国や県による定期的なフォローアップと見直しを踏まえ、おおむね6年ごとに町行動計画の改定について必要な検討を行うとともに、国、県及び町を始めとした多様な主体の参画による実践的な訓練を実施します。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第1節 基本的な戦略

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第1節 基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難で、その発生自体を阻止することも不可能であり、病原性が高くまん延のおそれのあるものが発生すれば、町民の生命・健康や町民生活・経済にも大きな影響を与えかねません。

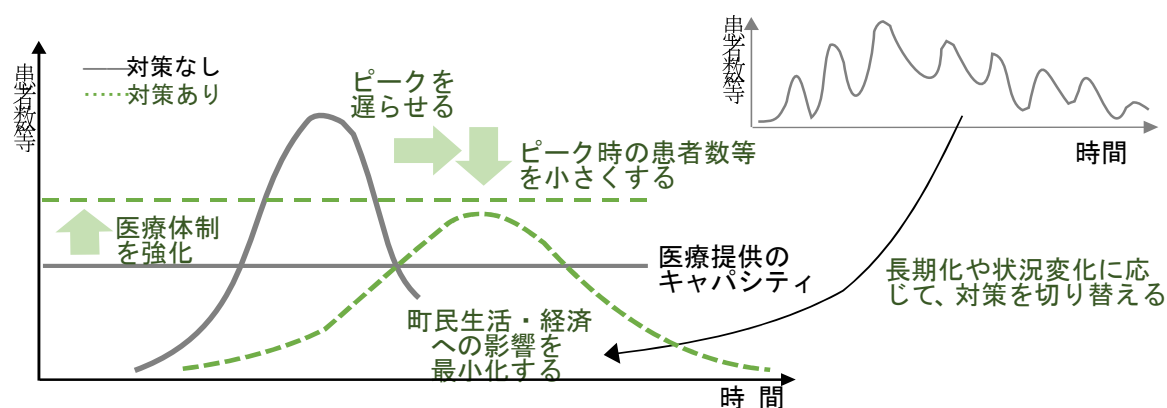
新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くが罹患するおそれがあり、患者の発生が一定の期間に偏った場合、医療提供体制のキャパシティを超えることを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を町全体の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を基本的な戦略として対策を講じていく必要があります。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備や国の主導によるワクチン製造等のための時間を確保します。
- ・ 流行ピーク時の患者数等をなるべく少なくし、医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制を強化し、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにします。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らします。

(2) 町民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小化

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民生活及び社会経済活動への影響を軽減します。
- ・ 町民生活及び地域経済の安定を確保します。
- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らします。
- ・ 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は町民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。



図表3 新型インフルエンザ等対策の概念図

第2節 基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければなりません。

過去の新型インフルエンザや新型コロナのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねません。

このため、町行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性や、病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定としつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものです。

本町においては、科学的知見及び国や県の対策も踏まえ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせるバランスのとれた戦略をめざすこととしています。その上で、新型インフルエンザ等の発症前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、3つの対応時期（準備期、初動期及び対応期）による一連の流れをもった戦略を確立します。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが町民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、町行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定します。

初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第3章「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要な対応の選択肢を定めます。

さらに、感染や重症化しやすいグループが特に子どもや若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定めます。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要です。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要です。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、町民の理解を得るための呼びかけを行うことも必要です。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第2節 基本的な考え方

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、都道府県、市町村及び指定地方公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や町民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動、備蓄等の準備を行うことが必要です。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となります。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要です。

感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、あってはならないことであり、町民一人一人がこのような認識の下、科学的根拠に基づいて、適切に判断・行動することが必要です。そのためには、平時からの啓発や科学的知見等に基づいた情報発信などのリスクコミュニケーションに努めることが重要です。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第2節 基本的な考え方

対応時期		戦略
準備期 (発生前の段階)		○国・県と連携し、町民に対する啓発や業務継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておく。
初動期 (国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階)		○直ちに初動対応の体制に切り替える。 ○新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を策定する。 ○町対策本部の設置の準備やワクチン接種体制の構築等、県等と連携した新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備に取り組む。
対応期	国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期	○国・県と連携し、病原性によっては不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした初般の対策を講ずる。 ○なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。
	国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期	○国、県、市町及び事業者等と相互に連携して、医療提供体制の確保や町民生活及び地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。従って、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していく。 ○町内の実情等に応じて、柔軟に対策を講じ、国及び県の対策を踏まえ、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行う。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	○科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	○新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制への移行や基本的な感染症対策へ移行及び見直しが円滑に行われるよう対応する。

図表4 時期ごとの戦略

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

(1) 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定します。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮します。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とします。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とします。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とします。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示します。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容の記載を行います。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とします。

(2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、前述の（1）の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定します。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行います。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

時期		有事のシナリオ
初動期		感染症の急激なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、国や国立健康危機管理研究機構（JIHS）が明らかにする感染症の特徴や病原体の性状（病原体、感染症、薬剤感受性等）を踏まえて、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。町対策本部の設置等を検討し、初般の対策を講ずる。
対応期	封じ込めを念頭に対応する時期	特措法に基づく政府対策本部及び県対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、国やJIHSが示す諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性であることに留意）。
	病原体の性状等に応じて対応する時期	感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき示される国の基本的対処方針等により、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき示される国の基本的対処方針等により、対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する）。
	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染症等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

図表5 時期ごとの有事のシナリオ

この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第3部の「インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要となる対策の選択肢を定めます。

特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」においては、病原性や感染性等の

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

観点から「リスク評価の大括りの分類」により、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定めます。また、病原性や感染性の観点からの「リスク評価の大括りの分類」に応じた対策を定めるに当たっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮します。

また、対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定されます。

さらに、感染や重症化しやすいグループが特に子どもや若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定めます。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

町は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、本町行動計画に基づき、国、県、他の市町又は指定地方公共機関等の関係機関と相互に連携協力し、次の点に留意しながら、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期します。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要です。このため以下の①から⑤までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進を行います。

① 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行います。

② 初発の感染事例の探知と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の感染事例を探知した後速やかに初動対応に動き出せるよう体制整備を進めます。

③ 関係者や町民への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や町民に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行います。

④ リスクコミュニケーション等の備え

有事の際の速やかな対応が可能となるよう、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進めます。

⑤ 負担軽減や情報の有効活用、国と地方公共団体の連携のためのDXの推進や人材育成

DXは、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携の円滑化等を図ることができます。そのため、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことを目指し、国の動向を踏まえ、医療DX等を推進します。また、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的にを行います。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により町民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要です。

このため、国の基本的対処方針を踏まえながら、次の①から⑤までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、町民の生命及び健康の保護と町民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じます。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

① 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮します。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、県と連携し、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築します。

② 医療提供体制と町民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には広島県感染症予防計画等に基づき、県が中心となり医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要です。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講じます。その際、影響を受ける町民や事業者を含め、町民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意します。

③ 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、国及び県の方針に基づき、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応します。あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定めます。

④ 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示します。

⑤ 町民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、町民等の理解や協力が最も重要です。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ、様々な場面を活用して普及し、子どもを含め、様々な年代の町民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要です。

こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにします。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける町民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明します。

(3) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、町民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとします。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、町民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものです。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があります。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題です。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意します。感染症危機に当たっても町民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組みます。

（４）危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されています。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意します。

（５）関係機関相互の連携協力の確保

町対策本部は、政府対策本部及び県対策本部と緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

新型インフルエンザ等対策に関する総合調整について、必要に応じて本町から県に対して要請を行うとともに、関係機関等が本町に対して要請があった場合には、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合は、速やかに所要の総合調整を行います。

（６）高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機時の高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等におけるサービス提供体制等について、平時から、県と連携して社会福祉施設等と共に検討し、有事に備えた準備を行います。

（７）感染症危機下の災害対応

感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や避難所施設の確保等を進めます。県との間において、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進めます。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国や県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行います。

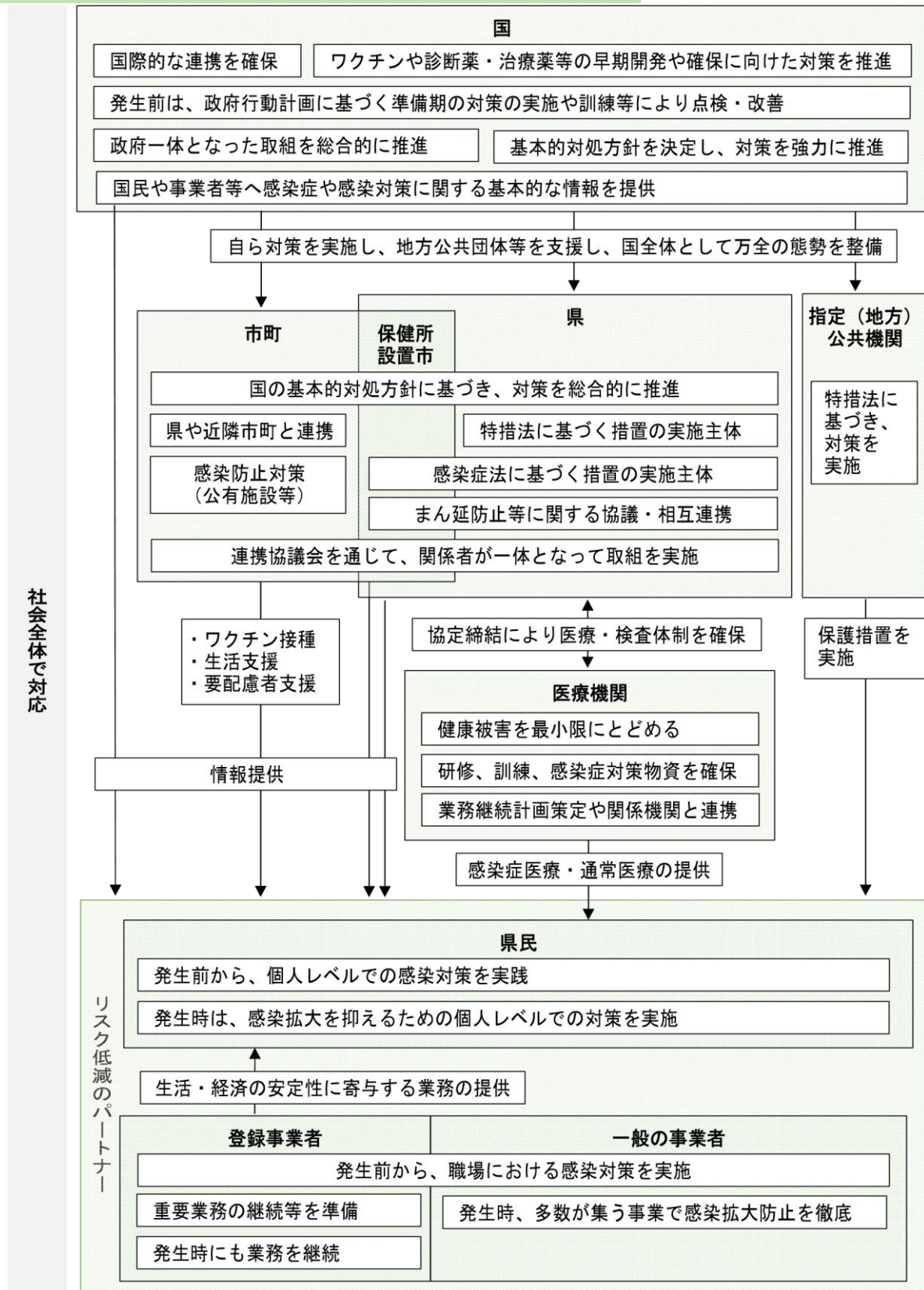
（8）記録の作成や保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表します。

（9）担当所属の変更等

第3部「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」に記載の担当所属について、組織改編や所属の事務分掌に変更が生じた場合においては、「熊野町事務組織規則」の事務分掌に沿って、担当所属を読み替えます。

第5節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担



図表6 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

（１）国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有します。

また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組めます。

さらに、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努めます。

国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進します。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努めます。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び同会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進します。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておきます。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。

その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進めます。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行います。

（２）地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有します。

【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められます。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、外来医療機関（発熱外来等）、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第5節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行います。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行します。

こうした取組においては、県は、保健所設置市、感染症指定医療機関等で構成される広島県感染症対策連携協議会等を通じ、広島県感染症予防計画等について協議を行うことが重要です。また、同予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行います。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図ります。

【町】

町は、町民に最も近い行政単位であり、町民に対するワクチンの接種や、町民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められます。対策の実施に当たっては、県や保健所、他市町と緊密な連携を図ります。

また、平時から県や保健所と連携を図るとともに、感染症有事の際には、県の体制に応じて迅速に体制を移行し、感染症対策を実行します。

（3）医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められます。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び広島県感染症対策連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要です。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来等、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行います。

（4）指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

（5）登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は町民生活及び町民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の町民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよ

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第5節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

う、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要です。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努めます。

(6) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められます。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定されます。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要があります。

(7) 町民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努めます。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます。

第6節 施策体系

(1) 町行動計画の主な対策項目

本町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと及び「町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものです。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の7項目を町行動計画の主な対策項目とします。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 町民生活及び地域経済の安定の確保

(2) 対策項目ごとの基本理念と目標

町県行動計画の主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要があります。そのため、それぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要です。

① 実施体制

感染症危機は町民の生命及び健康や町民生活及び地域経済に広く大きな被害を及ぼすことから、社会全体の危機管理の問題として取り組む必要があります。国、地方公共団体、JIHS、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図りながら、実効的な対策を講じていくことが重要です。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要があります。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備や、国や県が行う情報収集・分析とリスク評価を基に、的確な施策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにします。

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがあります。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根

拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、町民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要です。

このため、町は平時から、町民の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要があります。

③ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、町民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とします。適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげるのが重要です。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策です。このため、県は、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を適時適切に行い、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、必要と考えられる地域・期間等を対象としたまん延防止等重点措置や緊急事態措置等を含めた強度の高い措置に準じて、当該まん延防止対策を的確かつ迅速に実施します。

一方で、特措法第5条において、町民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要です。

④ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、町民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。そのため、町は、県や医療機関、事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要があります。

新型インフルエンザ等発生時のワクチンの接種に当たっては、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行います。

⑤ 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なることから、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、町民の生命及び健康を保護する必要があります。町は、県の対策に準じて地域の状況に応じた対策を実施するとともに、町民への情報

提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要です。

⑥ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれます。感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の円滑な実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要です。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要です。

町は、町行動計画に基づき、平時から自ら必要な感染症対策物資等の備蓄等をするともに、定期的に備蓄状況等を確認します。

⑦ 町民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、町民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があります。このため、町は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や町民等に必要な準備を行うことを勧奨します。

また、指定（地方）公共機関は、業務計画の策定等の必要な準備を行います。

新型インフルエンザ等の発生時に、町は、町民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行います。また、事業者や町民等は、平時の準備をもとに、自ら事業継続や感染防止に努めます。

（3）複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、次の①から③までの視点を、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項とし、それぞれ考慮すべき内容は次のとおりです。

① 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠です。

その際には、特に専門性の高い人材の育成を進めるとともに、多くの人が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、より幅広い人材を対象とした訓練や研修等を通じ人材育成を行い、感染症危機対応を行う人材の裾野を広げる取組を行うことが重要です。また、将来の感染症危機において地域の対策のリーダーシップをとることができる人材を確保することも重要です。

特に感染症対策に関して専門的な知見を有し、情報収集や対応策の検討を担い、さらには感染症対策の現場においても活躍できる人材を育成し、確保することは極めて重要です。

このほか、リスクコミュニケーションを含め、感染症対応業務に関する研修及び訓練の

実施等の感染症対策への平時からの関与を強めることや、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のための研修や訓練等の取組、日頃からの感染症対応部門と危機管理部門との連携や連動等が求められます。

加えて、新型コロナ対応の経験を有する者の知見を、他の職員にも共有する機会を設け、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるように備えることも重要です。災害対応等における全庁体制等の近接領域でのノウハウや知見の活用も行いながら、必要な研修及び訓練や人材育成を進めることにも取り組むべきです。

また、地域の医療機関や社会福祉施設等においても、県や町、関係団体等が連携した訓練や研修等により、新型インフルエンザ等への対応能力を向上させ、幅広い対応体制を構築するための人材育成を平時から進めることが期待されます。

② 国、県、他市町及び関係機関との連携

新型インフルエンザ等の対応に当たって、国、地方公共団体の役割は極めて重要です。適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、それをもとに、県は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保をはじめとした多岐にわたる対策の実施を地域の実情に応じて行います。また、市町は住民に最も近い行政単位として予防接種や住民の生活支援等の役割が期待されます。新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、国と地方公共団体の連携体制を平時から整えておくことが不可欠です。さらに、新型インフルエンザ等への対応では地方公共団体の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、新型インフルエンザ等の発生時は市町間の連携、県との連携、県における他の都道府県との連携も重要であり、こうした地方公共団体間の広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行うことが重要です。

特に、町単独で対応が難しい人材育成等の平時の備えについては、平時からの地方公共団体間の広域的な連携による取組や国や県による支援等が求められます。

新型インフルエンザ等の発生の初期段階からの迅速な対応を可能にするためには、新型インフルエンザ等に関するデータや情報の円滑な収集や共有・分析等が感染症危機の際に可能となることが求められます。このため、平時から県や他市町等との連携体制やネットワークの構築に努めます。

また、新型インフルエンザ等の発生時に、国や県からの情報も活用しながら、町民、事業者、関係機関等に対して適切な情報提供・共有を行います。

新型インフルエンザ等対策に当たっては、平時から国と地方公共団体の意見交換を進め、新型インフルエンザ等の発生時には、対策の現場の意見が、国による新型インフルエンザ等対策の立案及び実施に当たって、適切に反映されることが重要です。また、国や県と共同して訓練等を行い、連携体制を不断に確認及び改善していくことが重要です。

③ DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

（ア）DXの推進

近年取組が進みつつあるDXは、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できる等、新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っています。

例えば、新型コロナ対応においては、急激な感染拡大に伴い、感染症法に基づく発生届の届出数が増え、保健所職員の入力業務等の負担が著しく増加しました。このため、令和2（2020）年から「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HERSYS）」により、医療機関から発生届のオンライン提出ができるよう国により整備されました。また、患者本人による自身の健康状態のオンライン報告も可能とされたことで、保健所職員等の健康観察業務等の負担が軽減されました。このほか、医療機関等情報支援システム（G-MIS）による医療機関における病床の使用状況や感染症対策物資等の確保状況等の一元的な把握等、業務の効率化とともに、情報収取の迅速性の確保が行われました。

新型コロナ対応を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことを目指し、医療DXを含め、感染症危機対応に備えたDXを推進していくことが不可欠です。

DX推進の取組として、国による接種対象者の特定や接種記録の管理等の予防接種事務のデジタル化及び標準化や医療機関における発生届に係る入力業務の負担軽減等を図る電子カルテと発生届の連携に向けた検討に協調していきます。

こうした取組を進めていくに当たっては、視覚や聴覚等が不自由な方等にも配慮した、町民一人一人への適時適切な情報提供・共有を行うことが重要です。

また、DXの推進に当たっては、個人情報やプライバシーの保護に留意し、データを適切に取り扱うことが必要です。

（イ）その他の新技術

新型コロナ対応においては、携帯電話データ等を用いた人流データの分析やスマートフォンの近接通信機能（Bluetooth）を利用した陽性者との接触を通知するアプリケーションの開発等のこれまで感染症対策に十分用いられていなかった新たな技術を用いた取組が試みられました。新型インフルエンザ等対策においては、新型コロナ対応での取組も含め、新技術の社会実装も念頭に対応を検討することが極めて重要です。

第7節 町行動計画の実効性を確保するための取組等

(1) EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく施策の推進

町行動計画等の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要です。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えに当たっての対応時はもとより、平時から有事までを通じて、国及び県の示すデータ、町で収集できるデータを基に、国や県のEBPMの考え方に基づいて実施される施策に準じ、取組を推進します。

(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持

町行動計画は、新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、町行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠です。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものです。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要です。

町や関係団体、町民が幅広く対応に関係した新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運（モメンタム）の維持を図ります。

(3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまります。訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要です。町は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働きかけを行います。

(4) 定期的なフォローアップと必要な見直し

訓練の実施等により得られた改善点や状況の変化に合わせて、本町行動計画等の関連文書について、必要な見直しを行うことが重要です。

こうした観点から、国や県による定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、予防計画や医療計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに政府行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとしています。

なお、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、上記の期間にかかわらず、その対応経験を基に政府行動計画等が見直されます。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第7節 町行動計画の実効性を確保するための取組等

町は、政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえて、国及び県から行動計画の充実に資する情報の提供等を受けるとともに、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、必要に応じ、町行動計画の見直しを行います。

さらに、平時からの新型インフルエンザ等対策の取組について、国や県から提供される平時からの対策の充実に資する情報の提供や好事例の共有、必要な研修等に係る情報を活用し、町の取組を充実させます。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が県内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が連携して取組を推進することが重要です。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行います。また、研修や訓練を通じた課題の抽出や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化します。

(2) 所要の対応

1-1 実践的な訓練の実施

町は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施します。また、県が関係機関の一体性を確保するため、可能な限り地域ごとに実施を予定している訓練について、町も参加し、課題の抽出や改善、関係機関の連携を図ります。(健康福祉部、全庁)

1-2 町行動計画等の作成や体制整備・強化

① 町は、特措法の規定に基づき発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた町行動計画を作成するとともに、必要に応じ、変更します。町は、町行動計画を作成又は内容を変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴きます¹。

なお、町行動計画の変更において、計画の実質的な内容の影響を与えないような軽微な変更については、実質的な内容の変更がある際に一括して行うこと、又は意見聴取を行う学識経験者に対し、事前に軽微な変更の例を示し、これらの変更についてあらかじめ包括的に了承を得ておくことで、逐次の意見聴取を行わないこととしても差し支えないとされている(令和4年(2022年)11月15日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡)ことに留意します。(健康福祉部)

② 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成し、必要に応じて変更します。町の業務継続計画については、県の業務継続計画との整合性にも配慮しながら作成します。(健康福祉部、総務部、全庁)

③ 町は、県が対策本部を設置したときに、速やかに町対策本部(任意設置を含む)を立ち上げられるよう体制を整備します。(健康福祉部、全庁)

¹ 特措法第8条第7項及び第8項。この場合において、市町村が国の新型インフルエンザ等対策推進会議と同様の会議体を設置することまでは必要とされていない。なお、特措法の性格上は医学・公衆衛生の専門家に限らず、可能な範囲で法律の専門家や経済界等にも意見を聴くことが望ましい。

- ④ 町は、特措法の定めのほか、町対策本部に関し、必要な事項を条例で定めます。（健康福祉部）
- ⑤ 町は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等を実施するとともに、感染症対応部門と危機管理部門との連携強化や役割分担に関する調整を行います。（健康福祉部、住民生活部）
- ⑥ 町は、国やJIHS、県の研修等を積極的に活用しつつ、新型インフルエンザ等対策に携わる行政職員等の養成等を行います。（全庁）
- ⑦ 町は、政府行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施し、又は他の機関が実施する訓練に参加します。（健康福祉部）

1-3 関係機関との連携の強化

- ① 町は、国、県及び指定地方公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施するとともに、関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築します。（健康福祉部）
- ② 町は、特定新型インフルエンザ等対策の代行や応援の具体的な運用方法について、県と事前に調整し、着実な準備を進めます。（総務部、健康福祉部）
- ③ 町は、新型インフルエンザ等対策が速やかに実施できるよう、対策に必要な物品等を事前に準備をしておきます。（住民生活部、健康福祉部）
- ④ 町は、感染症対策の事前の体制整備や人材確保等の観点から、県が総合調整を実施する場合には、当該総合調整に従い、着実な準備を進めます。（総務部、健康福祉部）

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、町全体の危機管理として事態を的確に把握するとともに、町民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要があります。そのため、町は、準備期における検討等に基づき、必要に応じて町対策本部等を立ち上げ、町及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施します。

(2) 所要の対応

2-1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置し²県が県対策本部を設置した場合において、町は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進めます。(健康福祉部、総務部)
- ② 町は、必要に応じて、第1節(準備期)1-2を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進め、新型インフルエンザ等対策に係る措置を準備します。(全部局)

【熊野町新型インフルエンザ等対策本部】

区分	構成員
対策本部	【本部長】町長 【副本部長】副町長、教育長 【本部員】全部局長、消防団長
(事務局)	健康推進課

図表7 熊野町新型インフルエンザ等対策本部構成員

【対策本部の主要事務分掌】

特措法および条例の規定によるほか、町の主要な事務分掌は、以下のとおりです。

- 1 町の対応方針に関すること
- 2 社会機能の維持に係る措置に関すること
- 3 広報および相談体制に関すること
- 4 感染予防および、まん延防止に係る措置に関すること
- 5 医療の提供体制の確保に関すること

² 特措法第15条

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第2節 初動期

- 6 予防接種の実施に関する事
- 7 生活環境の保全その他町民の生活及び地域経済の安定に関する事
- 8 県、他市町および関係機関等に対する応援の要請および派遣等に関する事
- 9 新型インフルエンザ等対策に係る措置に要する経費の処理方法に関する事
- 10 前各号に掲げるもののほか、重要な新型インフルエンザ等の対策に関する事

本行動計画に記載していない対策が必要となった場合は、「熊野町事務組織規則」の事務分掌に基づき対策を講じます。定期的な会議の実施により全庁的な情報共有を行い、特定の課だけに業務が積み重ならないよう、業務量の調整、あるいは外部委託や応援職員の配置など各部局が連携、協力し、全庁一体となった取組を行います。

2-2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援³を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する⁴ことを検討し、所要の準備を行います。（総務部、関係部局）

³ 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

⁴ 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第2節 初動期

部署名	町対策本部における各部局の主な業務	担当課
共通	・ 職場内での感染予防策及び感染拡大防止策の徹底に関すること ・ 発生期における業務の維持継続に関すること ・ 町民への情報提供に関すること ・ 所管する事業者等への情報提供及び事前計画の策定等、対策実施への協力・助言に関すること ・ 所管する施設等におけるまん延防止に関すること ・ 県、市町、関係機関・団体等との間の情報共有に関すること ・ 発生期における関係団体（イベント主催者を含む。）等への活動の継続又は自粛要請等に関すること ・ 応援要員の派遣又は受援に関すること ・ 指定管理者の支援に関すること ・ 当該感染症の拡大によって影響を受けた事業者への支援に関すること ・ 職員のメンタルヘルスに関すること	各課
会計課	・ 出納機能の確保に関すること	会計課
総務部	・ 町業務の維持（職員の健康管理を含む）の総括に関すること ・ 庁舎におけるまん延防止対策に関すること	総務課
	・ 広報の総括に関すること ・ 報道機関への情報提供に関すること ・ リスクコミュニケーションの実施に関すること ・ 情報通信基盤整備（テレワーク等）に関すること ・ 国への陳情に関すること	政策企画課
	・ 町の行財政運営に関する協力・助言に関すること ・ 対策の財源確保に関すること ・ 物品調達に関すること	財務課
	・ 生活関連物資の確保のための支援に関すること ・ 企業活動の維持・復旧のための支援（融資を含む）に関すること ・ 町内企業・関係団体への協力要請に関すること ・ 経営・融資に関すること ・ イベント主催者等に対する活動自粛要請に関すること ・ 観光客に対する町内発生状況等の情報提供に関すること ・ 事業者への ICT 化支援に関すること ・ 町内在住外国人への情報提供の支援に関すること ・ 留学生への支援に関すること	産業観光課
住民生活部	・ 納税の猶予等に関すること ・ 海外渡航者への情報提供の支援に関すること	税務住民課
	・ 消防防災関係機関との連絡調整に関すること ・ 自衛隊の派遣要請に関すること ・ 避難所の感染症対策物資等の支援に関すること	防災安全課

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第2節 初動期

	・ 感染性一般廃棄物の処理に関する事 ・ ごみの排出抑制に関する事 ・ 火葬体制の確保のための支援に関する事 ・ 死体安置所の提供に関する事 ・ 公共交通機関におけるまん延防止に関する事 ・ 公共交通機関の機能維持に関する事 ・ 食品事業者等に対する感染防止策の周知に関する事 ・ 物価の安定及び生活関連物資の物価の適切な供給に係る相談に関する事	生活環境課
健康福祉部	・ 社会福祉施設等における感染予防・まん延防止等に関する事	社会福祉課
	・ 要配慮者（在宅の高齢者、障害者等）への情報提供、支援に関する事	社会福祉課 高齢者支援課
	・ 保育所等における感染予防・まん延防止等に関する事 ・ 子どもの緊急一時預かり支援に関する事	子育て支援課
	・ 防疫対策の統括に関する事 ・ 町対策本部の運営に関する事 ・ 医療提供体制の確保に関する事 ・ 患者搬送体制の確保に関する事 ・ 新型インフルエンザ等の予防接種に関する事 ・ 健康相談対応、相談窓口、感染防止策の普及啓発に関する事 ・ ワクチン接種・ワクチン接種会場の確保に関する事 ・ 自殺対策、孤独・孤立対策、ワクチン相談対応、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育対応に関する事	健康推進課
建設農林部	・ 町営住宅入居者への支援に関する事	都市整備課
	・ 高病原性鳥インフルエンザ対策本部事務局所管部としての新型インフルエンザ対策本部との連絡調整に関する事 ・ 農林水産業の維持・復旧のための支援に関する事 ・ 町産品販売の拡大支援に関する事	農林緑地課
	・ ライフライン（下水）の確保に関する事	下水道課
教育委員会	・ 公立教育機関における感染予防・まん延防止等に関する事 ・ 発生期における教育対策に関する事 ・ 分散登校、オンライン授業の推進に関する事 ・ 学資金の貸付けに関する事 ・ 感染者の受験機会の確保に関する事 ・ 学校給食事業者への支援に関する事 ・ スポーツ、競技大会におけるまん延防止に関する事	教育総務課

図表8 町対策本部における各部局の主な業務担当

第3節 対応期

(1) 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、町及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要です。

感染症危機の状況並びに町民生活及び町民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指します。

(2) 所要の対応

3-1 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部及び県対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとります。

- ① 町は、初動期に引き続き、必要な体制整備の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進めます。(全部局)
- ② 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講じます。(総務部、健康福祉部、関係部局)

3-1-1 職員の派遣・応援への対応

- ① 町は、新型インフルエンザ等のまん延により当該町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行⁵を要請します。(健康福祉部、総務部)
- ② 町は、町域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町又は県に対して応援を求めます⁶。(健康福祉部、総務部)

3-1-2 必要な財政上の措置

町は、国からの財政支援⁷を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保⁸し、必要な対策を実施します。(総務部、関係部局)

⁵ 特措法第26条の2第1項

⁶ 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

⁷ 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

⁸ 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第3節 対応期

3-2. 緊急事態措置の検討等について

3-2-1. 緊急事態宣言の手続

町は、緊急事態宣言がなされた場合は、町行動計画に基づき、直ちに特措法に基づく町対策本部を設置します⁹。町は、町域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、特措法に基づき、町が実施する町域に係る緊急事態措置に関する総合調整を行います¹⁰。（総務部、健康福祉部）

3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1 町対策本部の廃止

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく、特措法に基づく町対策本部を廃止します¹¹。（健康福祉部）

⁹ 特措法第34条第1項。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市町村は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。

¹⁰ 特措法第36条第1項

¹¹ 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、町民、県や他市町、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要です。

このため、町は、平時から、町民に対して感染症について啓発を行うことで、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要があります。

具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、国、県及び市町による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図ります。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう努めます。

(2) 所要の対応

1-1 新型インフルエンザ等の発生前における町民等への情報提供・共有

1-1-1 感染対策等に関する情報提供・共有

町は、平時から、国や県から提供される、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、各種媒体を活用し、町民等に情報提供・共有を行います。これらの取組等を通じ、町による情報提供・共有が有用な情報源として、町民による認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、コールセンター等の設置準備を始め、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進めます。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発します。

なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、県及び町の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等が互いに連携しながら、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行います。また、学校教育の現場を始め、子どもに対する情報提供・共有を行います。（総務部、健康福祉部、教育委員会、関係部局）

受け手	情報提供・共有の方法
高齢者	日常的に接する医療機関や介護事業者を介した啓発や SNS やホームページといったデジタルの媒体に加えて、回覧板等、地域密着型の媒体を含めた非デジタルの媒体も活用します。
子ども	学校教育の現場をはじめ、直感的に理解しやすいイラストの活用や、発達段階に応じた平易な言葉により説明します。
日本語能力が十分でない外国人等	可能な限り多言語で、必要な情報提供・共有を行います。
視覚や聴覚等が不自由な方	障害者団体等に情報を提供・共有し、団体等を通じて、障害を持つ方が情報を得られるよう努めます。また、視覚障害者向けに音声コードの活用を含む音声読み上げ機能の付加、聴覚障害者向けに字幕の設定、ユニバーサルデザインへの配慮やイラスト・ピクトグラムの利用等、DX の推進を含め、障害に応じた合理的配慮を行います。

図表9 受け手に応じた情報提供・共有

1-1-2 偏見・差別等に関する啓発

町は、国や県と連携し、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発します。これらの取組等を通じ、国、県、町による情報提供・共有が有用な情報源として、町民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めます。（総務部、住民生活部、健康福祉部、関係部局）

1-1-3 偽・誤情報に関する啓発

町は、国や県と連携し、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅されるインフォデミック（信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖とともに急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況）の問題が生じ得ることから、町民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行います。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、町民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、県との連携により適切に対処します。これらの取組等を通じ、国、県、町による情報提供・共有が有用な情報源として、町民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めます。（健康福祉部、総務部）

1-2 新型インフルエンザ等発生時における情報提供・共有体制の整備等

1-2-1 情報提供・共有の体制整備

- ① 町は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて町民等へ情報提供・共有する内容について整理します。また、町民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

能力が十分でない外国人、視覚や聴覚が不自由な方等対象層を想定しつつ、適切な方法を選択し、実施できるよう、国等から配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理します。(健康福祉部、教育委員会、総務部)

- ② 町は、準備期から、ホームページや SNS 等を活用して、新型インフルエンザ等対策の周知を行います。また、初動期以降、状況を踏まえながら、情報提供・共有を行う必要性が高まります。対象の属性等に応じて、多く活用されている情報ツールは異なることから、対象層を想定しつつ、適切な方法を選択し、実施できるよう、準備期からあらかじめ町民等への情報提供・共有方法やコールセンター、相談窓口等の設置をはじめとした町民等からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、検討を行います。(健康福祉部、総務部)

1-2-2 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

- ① 町は、新型インフルエンザ等により患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、県から健康観察に関して協力を求められた場合や患者に生活支援を行う場合に備えて準備を行います。(健康福祉部、総務部)
- ② 町は、患者に関する情報など、知事が必要と認める新型インフルエンザ等の患者に関する情報等の提供を受ける場合に備え、円滑に連携できるよう体制を整備します。(健康福祉部、総務部)

1-2-3 感染症の発生状況等に関する公表項目

- ① 町は、県による新型インフルエンザ等の発生状況等に関する情報の公表に基づき、町民に情報提供を行います。県は、積極的疫学調査を円滑に行い、まん延防止に寄与するため、患者発生時の公表項目について、厚生労働省による「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」や「一類感染症患者発生に関する公表基準」等を基本として、準備期からあらかじめ明確化しており、町においても県の方針に基づいた情報提供を行います。(健康福祉部)
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生状況等に関する情報の公開については、町民等からのニーズ、リスクの認知とまん延防止の寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ対応します。(健康福祉部)

1-2-4 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- ① 町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時に、町民からの一般的な相談に応じるため、状況に応じてコールセンターや相談窓口の設置などの体制整備を進めます。(健康福祉部)
- ② 町は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である町民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、新型コロナ対応時のノウハウを継承しつつ、町民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等を整理します。(総務部、健康福祉部)

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

- ③ 町として一体的かつ整合的ないわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう、必要な体制を整備する。(健康福祉部)

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、町民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要があります。

具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、町民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有します。

その際、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努めます。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等の不安の解消等に努めます。

(2) 所要の対応

町は、国・県から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、町民に対し、以下のとおり情報提供・共有します。

2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 町は、町民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行います。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努めます。(健康福祉部、総務部)

- ② 町は、町民が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行います。(健康福祉部、総務部、教育委員会)

- ③ 町は、町民等の情報収集の利便性向上のため、必要に応じ、庁内関係部局、県等の情報等を含めた情報等を総覧できるサイトを立ち上げます。(総務部、関係部局)

2-2 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

町は、町民にとって最も身近な行政主体として、町民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や町民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察や生活支援を行うことなど県からの要請に協力をします。(健康福祉部、総務部)

2-3 双方向のコミュニケーションの実施

町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置します。感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、コールセンター等に寄せられた意見、SNSの投稿やアンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努めます。（健康福祉部、関係部局）

2-4 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

初動期には、特に町民等の不安が高まることから、偏見・差別等の不適切な行為が生じやすくなります。

このため、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、実際に生起している状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有します。あわせて、偏見・差別等に関する国・県等の各種相談窓口に関する情報を整理し、町民に周知します。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえるとともに、県等と連携し、科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処します。（健康福祉部、総務部、住民生活部、教育委員会）

偏見・差別等への対応
科学的知見等に基づいた情報提供・共有の徹底
行政機関のトップ等の立場による偏見・差別は許されない旨等の呼びかけ
不安等の抑制に資する町民等が簡単に取り得る対策の伝達
医療関係者やエッセンシャルワーカー等への感謝等を示す草の根の運動が実践されている場合の当該運動との連携
国・県・市町等の各種相談窓口の周知

図表 10 町民等の不安が高まる初動期における偏見・差別等への取組

第3節 対応期

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要です。このため、町は、町民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する町民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要があります。

具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、町民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有します。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努めます。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等の不安の解消等に努めます。

(2) 所要の対応

町は、国・県等から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、対策の決定プロセスや理由（どのような科学的知見等を考慮してどのように判断がなされたのか等）、実施主体等に関する情報を踏まえながら、町内の関係機関や町民に対し、以下のとおり情報提供・共有を行います。

3-1 基本的方針

3-1-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 町は、その時点で把握している科学的知見等に基づき、町内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、国や県の対策の決定のプロセスや理由（どのような科学的知見等を考慮してどのように判断がなされたのか等）、実施主体等を明確にしながら、町内の関係機関等を含む町民等に対し、情報提供・共有を行います。

また、町民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行います。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努めます。（総務部、健康福祉部）

- ② 町は、町民が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、国からの媒体等も活用し、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行います。（健康福祉部、教育委員会、総務部）

- ③ 町は、町民等の情報収集の利便性の向上のため、必要に応じ、庁内関係部局、県の情報等を含め、総覧できるサイトを運営します。(総務部、健康福祉部)

3-1-2 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

町は、町民にとって最も身近な行政主体として、町民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や町民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察や生活支援を行うことなど県からの要請に協力をします。(健康福祉部、総務部)

3-1-2 双方向のコミュニケーションの実施

町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続します。また、国や県によるホームページやQ&Aの町民等への周知など、町民等に対する速やかな情報提供・共有体制を継続するとともに、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、コールセンター等に寄せられた意見やSNSの投稿等を通じて、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、対象層に応じた情報提供を行うなど可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを適切に行うよう努めます。(健康福祉部、総務部、関係部局)

3-1-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

感染状況やそれに対応した対策が進展していく中で、新たな偏見・差別等の不適切な行為が生じる可能性があります。

このため、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、実際に生起している状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有します。あわせて、偏見・差別等に関する国・県等の各種相談窓口に関する情報を町民に周知します。

特に、感染症が発生した際には、医療機関に通院すると感染する可能性があるとして、通院を控える事例も想定されます。医療機関への風評被害は地域の医療提供体制にも影響を与える可能性があることから、町は、町民等に対して適切な理解を求めるとともに、定期通院を控えることにより、かえって基礎疾患を悪化させるおそれもあることから、町及び医療機関は、適切な受診の実施・継続について町民等への呼びかけを行います。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえるとともに、県等と連携し、科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処します。(健康福祉部、総務部、住民生活部、教育委員会)

3-2 リスク評価に基づく方針の情報提供・共有

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が明らかになった状況に応じて、基本的対処方針等により示される国の方針等に基づき、以下のとおり対応します。

3-2-1 封じ込めを念頭に対応する時期

町は、町民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、施策判断の根拠を丁寧に説明します。また、町民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、町が町民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行います。（健康福祉部、関係部局）

3-2-2 病原体の性状等に応じて対応する時期

（1）病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられます。その際、町民等が適切に対応できるよう、町は、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行います。（健康福祉部、関係部局）

（2）子どもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や町民等への協力要請の方法が異なり得ることから、町は、町民等に対し、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行います。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得ます。（健康福祉部、関係部局）

（3）町は、県が地域の感染状況や医療ひっ迫の状況を評価し、必要な対策を遅滞なく講ずるために設定したレベル判断の指標やその際の対策を、あらかじめ町民等と共有することにより、予見性を高め、個人レベルでの先手の感染対策の徹底を促進します。（健康福祉部）

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第3節 対応期

3-2-3 特措法によらない基本的な感染症対策へ移行する時期

町は、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、町民等に対し、丁寧に情報提供・共有を行います。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる町民等がいることが考えられるため、業所管課から、効果的に情報発信するとともに、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得ます。また、順次、広報体制の縮小等を行います。（健康福祉部、総務部、関係部局）

第3章 まん延防止

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、町民の生命及び健康を保護します。

このため、有事におけるまん延防止措置への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、町民等や事業者の理解促進に取り組みます。

(2) 所要の対応

1-1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等に以下のとおり取り組みます。

- ① 町は、町行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行い、新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図ります。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、町民の生命と健康を保護するためには町民一人ひとりの感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図ります。(健康福祉部、全庁)
- ② 町は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図るとともに、自らの感染が疑われる場合は、相談センターや医療機関に連絡し、指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図ります。
また、学校や高齢者施設等は、基本的な感染対策を実施します。(健康福祉部、教育委員会、その他施設所管部)
- ③ 町は、県と連携して、まん延防止等重点措置による営業時間変更の要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による休業要請や不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図ります。(健康福祉部)

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制のキャパシティを超えないようにします。このため、町内でのまん延の防止やまん延時の迅速な対応がとれるよう準備等を行います。

(2) 所要の対応

2-1 町内でのまん延防止対策の準備

町は、県と連携し、町内でのまん延の防止やまん延時の迅速な対応が取れるよう準備を行います。また、国及び県からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行います。

(健康福祉部、全庁)

2-2 学校・保育施設等における対策の開始

町が設置している学校・保育施設等における感染対策について、必要に応じて、その対策を開始します。(健康福祉部、教育委員会)

2-3 感染症危機情報及び感染症防止策の周知

- ① 国や県の方針に基づき、町民、社会福祉施設、事業者等に対し、換気、マスクの着用等の咳エチケット、手洗い人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を推奨します。(健康福祉部)
- ② 職員の職場における感染対策について周知を行うとともに、必要に応じて、感染防護資機材等の配布や設置を行います。(総務部)
- ③ パスポート申請、交付時等に、国等からの情報に基づき、新型インフルエンザ等発生国、地域への渡航予定者に対し、渡航先での新型インフルエンザ等発生状況等の情報提供や感染予防のため注意喚起を行います。(住民生活部)
- ④ 町は、町内発生に備え、町内施設の閉鎖や町主催行事は中止又は延期を検討する。(関係部署)

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、町民の生命や健康を保護します。その際、町民生活や社会経済活動への影響も十分考慮します。また、指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置を始めとする対策の効果と影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、町民生活や社会経済活動への影響の軽減を図ります。

(2) 所要の対応

町は、県が実施する要請等を踏まえ、必要に応じ、以下の対策の実施を検討します。

3-1 対策の実施に係る参考指標等の周知

有事にまん延防止策を機動的に実施し、又は柔軟に対策を切り替えていくため、国における参考指標や県が設定する県独自のレベル判断の指標を町民等に共有します。(健康福祉部)

3-2 まん延防止対策の内容

- ① 町は、国や県、JIHSによる情報の分析やリスク評価に基づき、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、変異の状況、感染状況及び町民の免疫の獲得の状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講じます。

なお、まん延防止対策を講ずるに際しては、町民生活や社会経済活動への影響も十分考慮します。(健康福祉部)

- ② 町は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応を行います。(健康福祉部、全庁)

3-2-1 基本的な感染対策

- ① 町は、地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないこと等の周知・啓発を行います。(健康福祉部)
- ② 町は、町民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い及び人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、または感染拡大防止策を徹底することを周知・啓発をします。(健康福祉部、総務部)
- ③ 町は、国が発出した感染症危険情報を受け、関係機関と協力し、出国予定者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況や感染対策に関する情報提供及び注意喚起を行います。(健康福祉部、住民生活部)

3-2-2 学校・保育施設等における感染対策

- ① 町が設置している学校・保育施設等における感染対策について、必要に応じて、その対策を継続します。(健康福祉部、教育委員会)
- ② 県からの要請や地域の感染状況等をふまえ、必要に応じ、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、または休校）等の実施を検討します。(健康福祉部、教育委員会)

3-2-3 事業者における感染対策

- ① 町は、県の要請に基づき、事業者に対して、職場における感染対策の徹底と従業員に基本的な感染対策等を勧奨・徹底することについて周知します。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、子どもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力について、県の要請に基づき周知します。(総務部、健康福祉部)
- ② 町は、施設管理者等に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住・利用する施設等における感染対策を強化するよう周知します。(健康福祉部)
- ③ 町は、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底等を周知します。(健康福祉部、施設所管部)
- ④ 町は、県と協力し、事業者や各業界におけるガイドライン等の活用等、自主的な感染対策を促す取組を検討します。(健康福祉部、総務部)
- ⑤ 町は、町内施設の閉鎖や、町開催行事の中止または延期を検討します。(関係部局)

3-3 緊急事態措置

- ① 町は、緊急事態宣言がなされた場合は、町行動計画に基づき、直ちに、町対策本部を設置します。町は、町域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、特措法に基づき、町が実施する町域に係る緊急事態措置に関する総合調整を行います。(健康福祉部)
- ② 町対策本部長は、特に必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関等が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請することができます。この場合において、県対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければなりません。(健康福祉部)

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第4章 ワクチン

第1節 準備期

第4章 ワクチン

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国や県の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等に対応したワクチンについて円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進めます。

ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、町は、国・県等を連携し、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行います。

(2) 所要の対応

1-1 ワクチンの接種に必要な資材

町は、以下の図表 11 を参考に、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備します。(住民生活部、健康福祉部)

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋（S・M・L） ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト
	【文房具類】
	☐ ボールペン（赤・黒） ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ
	【会場設営物品】
	☐ 机 ☐ 椅子 ☐ スクリーン ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋等

図表 11 予防接種に必要となる可能性がある資材

1-2 ワクチンの供給体制

町は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を検討します。（健康福祉部）

1-3 接種体制の構築

1-3-1 接種体制

町は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう、医師会等の医療関係者のほか、接種会場として使用が想定される施設の管理者等とも連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な検討（シミュレーションの実施等）を平時から進めます。（健康福祉部）

1-3-2 特定接種

- ① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町の地方公務員については、当該地方公務員の所属する町を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ります。特に登録事業者のうち生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とします。このため、町は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築します。（健康福祉部）
- ② 特定接種の対象となり得る町に所属する地方公務員については、町が対象者を把握し、厚生労働省に対し、人数を報告します。（健康福祉部）

1-3-3 住民接種

町は、住民接種が行われることとなった場合に、迅速な予防接種等を実現できるよう、平時から以下①から④までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行います。

- ① 町は、国・県や医療機関等の関係者の協力を得ながら、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図ります¹²。
 - a 町は、住民接種については、厚生労働省及び県の協力を得ながら、希望する町民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列举する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、安芸地区医師会等と連携の上、接種体制について検討を行います。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施で

¹² 予防接種法第6条第3項

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第4章 ワクチン

第1節 準備期

きるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行います。(健康福祉部)

- i 接種対象者数
 - ii 町の人員体制の確保
 - iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
 - iv 接種場所の確保（医療機関、公共施設、学校等）及び運営方法の策定
 - v 接種に必要な資材等の確保
 - vi 国、県及び市町間や、安芸地区医師会等の関係団体への連絡体制の構築
 - vii 接種に関する住民への周知方法の策定
- b 町は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要です。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、県又は町の介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局等が連携し、これらの者への接種体制を検討します。(健康福祉部)

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者※	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・ 中学生・ 高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

図表 12 接種対象者の試算方法の考え方

- c 町は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定します。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、町は、安芸地区医師会等の協力を得てその確保を図り、個別接種、集団的接種いずれの場合も、安芸地区医師会や医

療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得て、準備を進めます。(健康福祉部)

d 町は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討します。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮します。なお、医師及び看護師の配置については自らが直接運営するほか、安芸地区医師会等と委託契約を締結し、当該地域の医師会等が運営を行うことも可能です。(健康福祉部)

② 町は、国より予防接種事務のデジタル化が整備された場合は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する町以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進めます。(健康福祉部)

③ 町は、接種を希望する町民が速やかに接種できるよう、安芸地区医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進めます。(健康福祉部)

④ 町は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報について医療機関等に共有するとともに、医療機関等と連携しながら、当該情報を活用し、町民に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行います。また、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制、接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報について、ホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、町民等の理解促進を図ります。(健康福祉部)

1-4 情報提供・共有

1-4-1 町民への対応

WHO が表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy¹³」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されています。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期においては、町は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & A等の提供など、双方向的な取組を進めます。

また、国からの情報に基づき、国・県と連携し、予防接種の意義や制度のしくみ等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方

¹³ The reluctance or refusal to vaccinate despite the availability of vaccines (WHO : The threats to global health in 2019) 日本語訳として「ワクチン忌避」「予防接種への躊躇」等が、使われている。

等の基本的な情報についてホームページや SNS 等を通じて情報提供・共有を行い、町民の理解促進を図ります。(健康福祉部)

1-4-2 町における対応

町は、定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び町民への情報提供等を行います。(健康福祉部)

1-4-3 衛生部局以外の分野との連携

町の保健衛生部局は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び保健衛生部局以外の分野、具体的には町労働部局、介護保険部局、障害保健福祉部局等との連携及び協力が重要であり、その強化に努める必要があります。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、町衛生部局は、町教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する就学時の健康診断及び第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を町教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める必要があります。(健康福祉部、教育委員会、総務部)

1-5 DXの推進

国により、予防接種事務のデジタル化が整備された場合、町は以下の対応を行います。

- ① 町は、町が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行います。(健康福祉部、総務部)
- ② 町は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進めます。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意します。(健康福祉部、総務部)
- ③ 町は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を町民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組みます。(健康福祉部、総務部)
- ④ 町は、接種を開始する際に、国が整備する DX 基盤（スマートフォン等への接種勧奨の通知、スマートフォン等からの予診情報の入力、医療機関からの電子的な接種記録の入力や費用請求等、マイナンバーカードを活用した予防接種事務のデジタル化や標準化）を活用し、迅速かつ正確に接種記録等の管理を行います。(健康福祉部)

第2節 初動期

(1) 目的

準備期から計画した接種体制等を活用し、国・県と連携し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集し、必要な準備を進め、速やかな予防接種へとつなげます。

(2) 所要の対応

2-1 接種体制

2-1-1 接種体制の準備

町は、国が特定接種又は住民接種の実施を見据えて整理した接種の優先順位の考え方に基づき、接種体制等の必要な準備を行います。(健康福祉部)

2-1-2 情報収集

町は、国が提供するワクチンの供給量、必要な資材等、接種の実施方法、必要な予算措置等の情報を国・県から収集します。(健康福祉部)

2-1-3 接種体制の構築

町は、国・県等の方針を踏まえ、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行います。特に、接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、安芸地区医師会等の協力を得て、接種体制の確保を図ります。(健康福祉部)

2-1-4 ワクチンの接種に必要な資材

町は、第4章第1節1-1において必要と判断し準備した資材について、適切に確保します。(健康福祉部)

2-2 接種体制

2-2-1 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築するにあたり町は、県と連携し、医師会等の協力を得て、その確保を図ります。また、町は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行います。(健康福祉部)

2-2-2 住民接種

- ① 町は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始します。(健康福祉部)

- ② 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行います。（総務部、健康福祉部）
- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行います。予防接種の円滑な推進を図るためにも、県の保護施設担当部局及び福祉事務所、町介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局が連携し行うこと（調整を要する施設等及びその被接種者数を介護保険部局や障害保健福祉部局又は県の保護施設担当部局及び福祉事務所が中心に取りまとめ、接種に係る医師会等の調整等は衛生部局と連携し行うこと等）が考えられます。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討します。（健康福祉部）
- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、町は安芸地区医師会等の協力を得て、その確保を図ります。（健康福祉部）
- ⑤ 町は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、医師会、近隣地方公共団体、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行います。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行います。また、県においては、町の接種の負担を軽減するため、大規模接種会場を設けることも考えられます。（健康福祉部）
- ⑥ 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町又は県の介護保険部局等、安芸地区医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築します。（健康福祉部）
- ⑦ 町は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進めます。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行います。（健康福祉部、総務部）
- ⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要です。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定すること。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名おくこと（接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従

事者が望ましい。)、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当することなど効率的な会場運営となるよう留意します。(健康福祉部)

- ⑨ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行います。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、県、県医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保します。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て町が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行います。また、町が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進めます。具体的に必要物品としては、図表13のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討します。(健康福祉部、住民生活部)

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・血圧計等 ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋（S・M・L） ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト
	【文房具類】
	☐ ボールペン（赤・黒） ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ
	【会場設営物品】
	☐ 机 ☐ 椅子 ☐ スクリーン ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋等

図表 13 接種会場において必要と想定される物品

- ⑩ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければなりません。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守します。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談します。（健康福祉部、住民生活部）
- ⑪ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮します。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行います。（健康福祉部）

第3節 対応期

(1) 目的

国・県の方針に基づき確保されたワクチンを円滑に流通させ、構築した接種体制に基づき、迅速に接種できるようにするとともに、ワクチンを接種したことによる症状等についても国の方針を踏まえて、適切な情報収集を行うとともに、健康被害の迅速な救済につなげるよう努めます。

また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ、関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持します。

(2) 所要の対応

3-1 ワクチンや必要な資材の供給

- ① 町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行います。(健康福祉部)
- ② 町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、各町に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行います。(健康福祉部)
- ③ 町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行います。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行います。(健康福祉部)
- ④ 町は、厚生労働省からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、県を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行います。(健康福祉部)

3-2 接種体制

- ① 町は、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき接種を行います。(健康福祉部)
- ② 新型インフルエンザ等の流行株が変異し、追加接種が行われることとなった場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるよう、町は、国・県等と連携して、接種体制の継続的な整備に努めます。(健康福祉部)

3-2-1 特定接種

3-2-1-1 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第4章 ワクチン

第3節 対応期

することを決定した場合において、町は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行います。（健康福祉部）

3-2-2 住民接種

3-2-2-1 予防接種の準備

国が、住民への接種順位を決定し、予防接種（予防接種法第6条第3項）の準備を開始した場合には、町は、国・県等と連携して、接種体制の準備を行います。（健康福祉部）

3-2-2-2 予防接種体制の構築

- ① 町は、国からの要請を受けて、接種を希望する町民が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に町において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進めます。（健康福祉部）
- ② 町は、接種状況等を踏まえ、必要に応じて接種の実施会場の追加等を検討します。（健康福祉部）
- ③ 町は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保します。（健康福祉部）
- ④ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者について、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、町は、接種会場における感染対策を図ります。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行います。（健康福祉部）
- ⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行います。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられます。（健康福祉部）
- ⑥ 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の介護保険部局等、安芸地区医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保します。（健康福祉部）

3-2-2-3 接種に関する情報提供・共有

- ① 町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国・県等から接種に関する情報提供・共有の要請があった場合には、適切に対応します。（健康福祉部）
- ② 町が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知します。スマートフォン等の

活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応します。(健康福祉部)

- ③ 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトやSNSを活用して周知することとします。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施します。(健康福祉部、総務部)

3-2-2-4 接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて医療機関以外の接種会場の増設等を検討します。

また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の介護保険部局等や安芸地区医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保します。(健康福祉部)

3-2-2-5 接種記録の管理

町は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行います。(健康福祉部)

3-3 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は町となります。(健康福祉部)
- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村とします。(健康福祉部)
- ③ 町は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行います。(健康福祉部)

3-4 情報提供・共有

- ① 町は、自らが実施する予防接種に係る情報(接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等)に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について町民への周知・共有を行います。(健康福祉部)
- ② 町は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討します。(健康福祉部)

- ③ パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、町は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組めます。（健康福祉部）

3-4-1 特定接種に係る対応

- ① 町は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供します。（健康福祉部）
- ② 町は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報について医療機関等に共有するとともに、医療機関等と連携しながら、当該情報を活用し、町民に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行います。また、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こりうる副反応の内容やその頻度、副反応への対処法、接種対象者や接種頻度、副反応疑い報告及び健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを行います。（健康福祉部）

3-4-2 住民接種に係る対応

- ① 町は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じます。（健康福祉部）
- ② 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想されます。
- a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっています。
 - b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られています。
 - c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになります。
 - d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得えます。
- ③ これらを踏まえ、広報に当たっては、町は、次のような点に留意します。
- a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要です。
 - b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要です。
 - c 接種の時期、方法など、町民一人一人がどのように対応すべきかについて、分かりやすく伝えることが必要です。

第5章 保健

第1節 準備期

(1) 目的

感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行います。

また、収集・分析した感染症に係る情報を関係者や町民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤作りを行います。

(2) 所要の対応

1-1 人材の確保

- ① 町は、県が実施する健康観察に協力する場合の人員等の体制について、所属する保健師等を応援職員として保健所へ派遣できるよう必要な取組を推進します。また、県が実施する研修・訓練に参加し、人材の育成を図ります。(総務部、健康福祉部)
- ② 町は、保健所における流行開始(新型インフルエンザ等に係る発生等の公表)から1か月間において想定される業務量に対応するため、所属する保健師等を応援職員として保健所に派遣し、保健所の感染症有事体制を構成する人員の確保に協力します。(総務部、健康福祉部)
- ③ 町は、健康危機管理を含めた地域保健施策の推進や地域の健康危機管理体制の確保のため、総合的なマネジメントを担う統括保健師を配置します。(総務部、健康福祉部)

1-2 業務継続計画を含む体制の整備

町は、業務継続計画の策定に当たって、優先的に取り組むべき業務の継続のための必要な体制をあらかじめ想定するなどして、有事における業務を整理するとともに、有事において業務継続計画に基づく業務体制へ円滑に移行できるよう、平時からICTや外部委託の活用等により、業務の効率化を図るものとします。(健康福祉部、全庁)

1-3 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国・県等が実施する研修や訓練等を積極的に活用し、人材育成に努めるとともに、医師会等の関係団体と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化します。(総務部、健康福祉部)

1-4 多様な主体との連携体制の構築

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から県のみならず、他市町、消防機関等の関係機関、医療機関と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化します。(住民生活部、健康福祉部)

1-5 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 町は、国・県等から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、町民や事業者に対して情報提供・共有、偏見・差別等の解消に向けた啓発等を実施します。また、町民への情報提供・共有方法や、町民向けのコールセンター等の設置を始めとした町民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の町民への情報提供・共有体制を構築できるようにします。

（健康福祉部、住民生活部、総務部）

- ② 町は、有事において、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等といった、情報共有にあたって配慮が必要な方に対しても、適時適切に情報共有等ができるよう、平時における感染症情報の共有等にあたっても、医療機関等と連携し、適切に配慮します。（総務部、健康福祉部、教育委員会）

第2節 初動期

(1) 目的

初動期は、町民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に対応期に向けた準備を進めることが重要です。

町は、町行動計画に基づき、有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにします。

(2) 所要の対応

2-1 有事体制への移行準備

町は、国・県等からの要請や助言も踏まえて、町行動計画に基づく有事体制への移行の準備状況を適時適切に把握し、人員の確保に向けた準備を進めます。(総務部、健康福祉部)

2-2 住民への情報提供・共有の開始

町は、国・県等が設置した情報提供・共有のためホームページ等の住民への周知、Q&Aの公表、住民向けのコールセンター等の設置を通じて、住民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有します。(健康福祉部、総務部)

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、町行動計画及び準備期に整理した関係機関との役割分担・連携体制に基づき、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、町民の生命及び健康を保護します。

その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにします。

(2) 所要の対応

3-1 主な対応業務の実施

町は、町行動計画、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、相互に連携するとともに県や関係機関と連携して、感染症対策業務を実施します。

3-1-1 有事体制への移行

- ① 町は、県から応援派遣要請に基づき、保健所の業務を支援するため、保健師等必要な職員を派遣します。（総務部、健康福祉部）
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する必要な情報や県の方針に関する考え方を町民へ周知し、理解の増進を図ります。（健康福祉部）

3-1-2 健康観察及び生活支援

- ① 町は、県の要請に応じて、県が実施する新型インフルエンザ等の患者等やその濃厚接触者に対する定められた期間の健康観察に協力します。（健康福祉部）
- ② 町は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力します。（健康福祉部）

3-1-3 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

町は、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、町民等の理解を深めるため、町民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行います。

また、町は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、県や医療機関等と連携のうえ、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行います。（健康福祉部、教育委員会、総務部）

第6章 物資

第1節 準備期～初動期

(1) 目的

感染症対策物資等（医薬品（解熱鎮痛剤、抗菌薬、ワクチン、麻酔薬、PCR 検査試薬、抗原検査キット等）、医療機器（人工呼吸器、酸素濃縮器、パルスオキシメーター、ワクチン用の針・シリンジ等）、個人防護具（マスク、ガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋）は、有事に、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものです。そのため、町は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにします。

(2) 所要の対応

1-1 感染症対策物資等の備蓄等¹⁴

- ① 町は、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認します。¹⁵

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができます¹⁶。（住民生活部、健康福祉部）

また、備蓄等に当たっては使用推奨期限等を留意します。（住民生活部、健康福祉部）

- ② 町は、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえて個人防護具及び感染症対策物資等を備蓄します。（住民生活部、健康福祉部）
- ③ 町は、消防機関が国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のために、必要な個人防護具の備蓄できるよう、連携して取り組みます。（住民生活部、健康福祉部）

【個人防護具等】	【その他】
☐ マスク ☐ N95 マスク ☐ アイソレーションガウン ☐ フェイスシールド ☐ 非滅菌手袋	☐ 消毒剤 ☐ バイオハザード用ゴミ箱 ☐ パルスオキシメーター

図表 14 個人防護具等品目

¹⁴ ワクチン接種資器材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

¹⁵ 特措法第10条

¹⁶ 特措法第11条

第2節 対応期

(1) 目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要です。そのため、町は、準備期及び初動期に引き続き、感染症対策物資等の備蓄・配置の確認等を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保します。

(2) 所要の対応

2-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

町は、新型インフルエンザ等の特徴を踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認します。(住民生活部、健康福祉部)

2-2 備蓄物資等の供給に関する相互協力

町は、インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、近隣の地方公共団体や指定地方公共機関等の関係各機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し県の取り組みに協力します。(住民生活部、健康福祉部)

第7章 町民生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により、町民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があります。

町は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や町民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨します。また、指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、町民生活及び社会経済活動の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行います。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に町民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備します。

(2) 所要の対応

1-1 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時に、町民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、国や県との間でも、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備します。また、町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備します。(健康福祉部、全庁)

1-2 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行います。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、全ての支援対象に対して迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意します。(全庁)

1-3 新型インフルエンザ等の発生時の事業継続に向けた準備

- ① 町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、職員の健康管理、重要業務の継続や一部の業務の縮小等について、業務継続計画を策定する等の十分な事前の準備を行います。(全庁)
- ② 町は、事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生時に、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤等の人と人との接触機会を低減できる取組が勧奨される可能性のあることを周知し、そのような場合に備えた準備を検討するよう勧奨します。(健康福祉部、総務部)

1-4 物資及び資材の備蓄¹⁷

- ① 町は、町行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期～初動期）1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄します¹⁸。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができます¹⁹。（住民生活部、健康福祉部）

- ② 町は、事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨します。（住民生活部、健康福祉部）

1-5 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者²⁰等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておきます。（健康福祉部）

1-6 火葬体制の構築

- ① 町は、県の火葬体制を踏まえ、町域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行います。その際には戸籍事務担当部局等の関係部署等との調整を行います。（住民生活部、健康福祉部）
- ② 町は、県と連携し火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、県が火葬又は埋葬を円滑に行うための広域火葬体制を整備する際に協力します。（住民生活部、健康福祉部）

¹⁷ ワクチン接種資器材等や感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

¹⁸ 特措法第10条

¹⁹ 特措法第11条

²⁰ 要配慮者への対応については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23「（参考）要配慮者への対応」を参照。

第2節 初動期

(1) 目的

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や町民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼びかけます。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、町民生活及び社会経済活動の安定を確保します。

(2) 所要の対応

2-1 事業継続に向けた準備等の要請

- ① 町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる従業員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請します。(健康福祉部、総務部)
- ② 町は、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請します。(健康福祉部、総務部)

2-2 生活関連物資等の安定供給に関する町民等及び事業者への呼びかけ

町は、町民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、必要に応じて、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請します。(健康福祉部、総務部)

2-3 遺体の火葬・安置

町は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設及び納体袋等の確保ができるよう準備を行います。その際、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、臨時遺体安置場所と、遺体の保存作業に必要な人員等の確保について準備を進めます。(住民生活部、健康福祉部)

目的	区分	対策例
従業員の感染リスクの低減	業務の絞込み	・ 重要業務への重点化
	全般	・ テレワークの実施 ※テレワーク実施のための就業規則等の見直し、通信機器等の整備を行う。
	通勤（都市部での満員電車・バス）	・ ラッシュ時の公共交通機関の利用を防ぐための時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進
	外出先等	・ 出張や会議の中止 ※対面による会議を避け、オンライン会議等の活用を検討する。
	その他施設	・ 社員寮、宿直施設での接触距離を保つ（寮の二人部屋を見直す、食堂や風呂の利用を時間制にする等）。
職場内での感染防止	患者（発熱者）の入場防止のための検温	・ 発熱している従業員や訪問者は、出勤や入場を拒否する。
	一般的な対人距離を保つ	・ 職場や訪問者の訪問スペースの入口や立ち入れる場所、訪問人数を制限する。 ・ 食堂等の時差利用により接触距離を保つ。 ・ 職場内に同時にいる従業員を減らす（フレックスタイム制等）。
	飛沫感染、接触感染を物理的に防ぐ	・ マスク着用、咳エチケット、手洗い・手指消毒、職場の清掃・消毒
	手洗い・手指消毒	・ 職場や訪問スペースに出入りする人は必ず手洗いをを行う。そのために、訪問スペースに入る前に手洗い場所（手指消毒場所）を設置する。手洗い場所の設置が難しい場合、速乾性消毒用アルコール製剤を設置することも有効
	訪問者の氏名、連絡先の把握	・ 訪問者の氏名、所属、連絡先等を記入してもらう。（この情報は、後に感染者の積極的疫学調査や感染対策を講じるために重要） ・ 海外からの訪問者については、本国での住所、直前の滞在国、旅券番号等も記入してもらう。
欠勤者が出た場合に備えた、代替要員の確保		・ 事業者の意思決定を行う等代替要員が限られている者の交替勤務や別の場所での勤務（スプリットチーム制） ・ 家族の状況（年少の子どもや要介護の家族の有無等）による欠勤可能性増大の検討

図表 15 職場における業務を継続する際の感染対策

第3節 対応期

(1) 目的

町は、準備期での対応を基に、町民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行います。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行います。指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、町民生活及び社会経済活動の安定の確保に努めます。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、町民生活及び社会経済活動の安定を確保します。

(2) 所要の対応

3-1 町民の生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1 心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講じます。（健康福祉部、教育委員会）

3-1-2 生活支援を要する者への支援

町は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者²¹等に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行います。（健康福祉部）

3-1-3 教育及び学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限²²やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行います。（教育委員会）

3-1-4 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 町は、住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業

²¹ 要配慮者への対応については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23「(参考) 要配慮者への対応」参照。

²² 特措法第45条第2項

界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。(総務部、健康福祉部)

- ② 町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。(関係部局)
- ③ 町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講じます。(総務部、健康福祉部)
- ④ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は町民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)、その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じます²³。(総務部、健康福祉部)

3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

町は、初動期の対応を継続して行うとともに、必要に応じて以下の対応を行います。

対応については、県が遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施することから、県と連携して実施します。(住民生活部、健康福祉部)

- ① 町は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。
- ② あわせて、町は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保します。
- ③ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、町は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努めます。
- ④ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続きを行います。

3-2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1 事業者に対する支援

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び町民生活への影響を緩和し、町民の生活及び地域経済の安定を図るた

²³ 特措法第59条

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第7章 町民生活及び地域経済の安定の確保

第3節 対応期

め、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講じます。（関係部局）

3-2-2 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者及び水道用水供給事業者である広島県水道広域連合企業団は、新型インフルエンザ等緊急事態において、当該企業団の事業継続計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給するための必要な措置を講じます。（広島県水道広域連合企業団）

用語集

用語	内容
医療機関等情報支援システム（G-MIS）	G-MIS（Gathering Medical Information System の略）は、全国の医療機関等から、医療機関等の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器（人工呼吸器等）や医療資材（マスクや防護服等）の確保状況等を一元的に把握・支援するシステム
医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定
疫学	健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者
患者等	患者及び感染したおそれのある者
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態
感染症指定医療機関	県行動計画においては、感染症法第 6 条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、个人防护具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材
感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）
帰国者等	帰国者及び入国者
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こす A 型又は A 型のような毎年の抗原変異が起こらない B 型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの
業務計画	特措法第 9 条第 1 項の規定により、指定公共機関又は指定地方公共機関が、それぞれ政府行動計画又は都道府県行動計画に基づき、その業務に関し、作成する計画

業務継続計画 (BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること
緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること
検査等措置協定	感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定
国立健康危機 管理研究機構 (JIHS)	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、2025 年 4 月に設立される国立健康危機管理研究機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
個人防護具 (PPE)	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具
サージキャパ シティ	感染症危機等の発生に対応するために、医療、人員、物資等の資源を引き出すことまたはその程度
酸素飽和度	血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合
指定（地方） 公共機関	特措法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関及び同条第 8 号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第 27 条の 2 の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者

	及び期間を定め、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき実施する予防接種のこと
シリンジ	本町行動計画においては、ワクチンを接種するために用いる注射器の筒部分のこと
新型インフルエンザ等	感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症（感染症法第 14 条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。 本県行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等対策閣僚会議	新型インフルエンザ等の発生に備え、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、全閣僚が出席する会議 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について（平成 23 年 9 月 20 日閣議口頭了解）」に基づき開催
新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表	感染症法第 44 条の 2 第 1 項、第 44 条の 7 第 1 項又は第 44 条の 10 第 1 項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第 16 条第 1 項に定める情報等を公表すること
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態
新型コロナ	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）。病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの
新型コロナウイルス感染症等	感染症法第 6 条第 7 項第 3 号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第 4 号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症
生活関連物資等	食料品や生活必需品、その他の町民生活との関連性が高い又は町民経済上重要な物資
積極的疫学調査	感染症法第 15 条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査

相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション
対策本部	特措法に基づき設置される新型インフルエンザ等対策本部をさす。 ※政府が特措法第 15 条第 1 項に基づき設置する本部は、政府対策本部という。 県が特措法第 22 条第 1 項に基づき設置する本部は、県対策本部という。 市町村が、特措法第 34 条第 1 項に基づき、緊急事態宣言がなされたときに設置する本部は、市町村対策本部という。
地域保健対策の推進に関する基本的な指針	地域保健法第 4 条の規定に基づき、厚生労働大臣が地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るために定める指針
地方衛生研究所等	地域保健法第 26 条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関（当該都道府県等が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関。）をいう。
統括庁	内閣感染症危機管理統括庁。感染症危機に係る有事においては、政府対策本部の下で各省庁等の対応を強力に統括しつつ、JIHS から提供される科学的知見を活用しながら、感染症危機の対応に係る政府全体の方針を策定し、各省庁の総合調整を実施する。
登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの
特措法	本県行動計画においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第 2 条第 2 号の 2 に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 1 条に規定するもの

特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと特定接種の対象となり得る者は、 ①医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。） ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員 ③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員である。
都道府県等	都道府県、保健所設置市（地域保健法施行令（昭和 23 年政令第 77 号）第 1 条に定める市）及び特別区
偽・誤情報	いわゆるフェイクニュースや真偽不明の誤った情報等
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器
パンデミックワクチン	流行した新型インフルエンザ等による発症・重症化を予防するために開発・製造されるワクチン
病原性	学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、本町行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。
フレイル	加齢とともに心身の活力（筋力や認知機能等）が低下し、生活機能障害、要介護状態、死亡等の危険性が高くなった状態のこと。適切な介入・支援により、生活機能の維持・向上が可能とされている。
プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンについては、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスをもとに製造されるワクチン
保健環境センター等	県行動計画においては、広島県保健環境センター、広島市衛生研究所、呉市保健所、福山市保健所の検査部門のこと
まん延防止等重点措置	特措法第 2 条第 3 号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第 31 条の 8 第 1 項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある

	あるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
無症状病原体保有者	感染症法第6条第11項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。
薬剤感受性	感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）をいう。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第10条に規定する定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
予防投与	新型インフルエンザウイルスの曝露を受けた者は、無症状又は軽微な症状であっても他人に感染させるおそれがあることから、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を実施する。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念
ワンヘルス・アプローチ	人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと
EBPM	エビデンスに基づく政策立案（Evidence-Based Policy Making の略）。①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり（ロジック）を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス（根拠）を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組
ICT	Information and Communication Technology の略 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティやAI等が含まれる。
PCR	ポリメラーゼ連鎖反応（Polymerase Chain Reaction の略） DNAを増幅するための原理であり、特定のDNA断片（数百から数千塩基対）だけを選択的に増幅させることができる。
PDCA	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ

